

淀川水系流域委員会 第23回委員会

議事録 (確定版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

池淵委員 宗宮委員 塚本委員 西野委員

日 時：平成15年7月12日（土）13:35～16:54

場 所：大津プリンスホテル

コンベンションホール淡海1～3

○庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会、第 23 回委員会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。まず、配付資料の確認をさせていただきます。

「発言にあたってのお願い」。黄色い色の用紙になっております。「議事次第」。資料 1、「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」。「資料 2-1、「テーマ別部会の状況報告」」。資料 2-2、「テーマ別部会の状況報告（治水部会）」。「資料 3、「7 月～9 月の委員会、部会、運営会議の日程について」」。資料 4、「河川管理者からの要請に対する回答について」。

参考資料 1、「委員および一般からのご意見」。参考資料 1 の追加としまして、原田委員からのご意見ということで 1 枚のものです。

天ヶ瀬ダム再開発についての質問についてということで、前回の委員会の参考資料 2 として出された原田委員からの質問について、原田委員からの追加意見というか報告のものです。委員からの要請によって配っております。

参考資料 2-1、「河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）に関する自治体への説明・意見収集状況：河川管理者からの提供資料」。こちらの表紙の庶務がつけた注に書いてありますように、前回委員会で寺川委員から出された質問に対して、河川管理者より提出された資料になっております。第 19 回委員会に提出された資料以降に回答のあった自治体からの意見が掲載されています。

参考資料 2-2。こちらも河川管理者からの提供資料ということで、説明資料（第 1 稿）についての自治体からの意見の中で、委員会及び委員会からの提言に関すると思われるご意見を集めたものとなっております。参考資料 3、「淀川水系河川整備計画についての住民説明会（意見交換会）の開催結果及び今後の予定（平成 15 年 7 月 11 日時点決定分）：河川管理者からの提供資料」。一枚物です。最後に参考資料 4、「『意見交換会の実施状況について』河川管理者からの提供資料」。資料は以上です。

また、一般の傍聴者の方には、右上に共通資料と記しております「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 2 稿）：河川管理者からの提供資料」をお配りしております。こちらの資料は、今後の会議、委員会や部会についても使用予定ですので、もし今後そのような会議に出られる方は、一緒に今日お渡しした資料をお持ち頂ければと思います。

なお、委員の皆さまには事前にお送りしておりますので、会場までお持ち頂くようお願いしておりましたので、配付資料には含めておりません。もし今日お持ちでないという方は、近くの庶務まで言って頂ければお配りいたしますので、どうぞお声をかけて下さい。

また本日、委員席には、この分厚い資料、青い右肩についてますものを置いております。こちらは説明資料（第 2 稿）に関わる具体的な整備内容シートです。前に第 1 稿の整備内容シートをお配りしておりましたが、そちらの第 2 稿になったものです。時間の関係で、今日、委員席に置いておまして、後日委員の方にもお送りさせていただきますので、今日は委員席の方のを見て頂ければと思います。

一般の方々には、今日、お配りしておりませんが、受付に閲覧用を置いております。もし入手を希望される方は受付で住所等をお書きになって頂ければ、後日庶務よりお送りいたします。ただ、こちらはカラー資料になっておりますので、一般傍聴者方への配付は白黒でさせていただきます。ご了承下さい。

今日、嘉田委員からの提供資料ということで、この2つものを委員席に置いております。私たちの水、身近な水環境調査という冊子と琵琶湖博物館の第11回企画展示「外来生物つれてこられた生き物たち」というチラシですね。こちらを委員席に置いております。受付にも閲覧用として置いておりますので、一般の方、ご覧になりたい方は受付の方でご覧下さい。

また、委員席及び河川管理者の方々には、審議の参考として頂くために机上に資料を置いております。先ほど説明しました具体的整備内容シート第2稿を置いております。また、1テーブルに1冊としまして、提言冊子、提言の別冊、各部会において文書で提出された委員からのご意見を集めたもの、河川管理者説明資料関係ファイルということで、これまで河川管理者から各委員会、部会に出された資料をとじたものを置いております。また、過去の委員会で行われた現状説明資料をとじたファイル、前回委員会でお配りしました第1稿に関するQ&A集、庶務がつくったものですが、こちらも置いております。どうぞご参考にして下さい。

次に、前回の6月20日の委員会以降、一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告します。参考資料1、「委員および一般からのご意見」をご覧ください。

6月18日から7月11日の間に、一般の方から6件のご意見が寄せられております。一般の方からのご意見としては、環境・利用部会に対するご意見、また丹生ダム環境改善容量に関するご意見、あと河川管理者による説明会のついてのご意見、防賀川の河川工事による自然環境の悪化についてのご意見、説明資料(第2稿)に対する意見及び質問、川上ダムの建設についてのご意見が寄せられております。

次に発言にあたってのお願いですが、本日は一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には、この黄色い「発言にあたってのお願い」を一読頂ければと思います。

なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。会議終了後、議事録を作成しますので、委員の方々、あと河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前を頂いた上で発言下さいますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂くか、マナーモードに設定頂きますようよろしくお願いいたします。

本日は16時半に終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは審議に移りたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

○芦田委員長

皆さま、第23回委員会にご出席頂きましてありがとうございます。本日の主要な議題は、

河川管理者から出されました説明資料（第 2 稿）に関して今までテーマ別部会で検討してまいりまして、その中間報告を今日報告頂いてそれを議論して、委員会としての共通の理解を得ようというものです。よろしくお願いいたしますします。

まずそれに先立ちまして、庶務の方から「1）第 22 回委員会以降の状況報告」について簡単にご説明をお願いしたいと思います。

○庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料 1 の説明]

○芦田委員長

何か部会から、補足して頂くことがありましたらお願いします。なければ次に進みたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、審議事項 2)「説明資料（第 2 稿）の検討についてテーマ別部会での議論をもとにした意見交換」ということで、2 つのパートに分けて審議したいと思います。議事次第に書いていますように環境・利用部会と住民参加部会からそれぞれ 15 分ずつくらいご報告頂いて、その後 30 分くらい意見交換を行いたいと思います。その後、15 分くらい休憩いたしまして、第 2 部として治水部会及び利水部会から同様に 15 分ずつくらいご報告頂いて、30 分くらい審議をやりたいと思っております。

この議論につきましては、委員会同士の議論及び委員と河川管理者との間の議論を含めてやりたいと思いますので、河川管理者の方もよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、環境・利用部会の部会長からご報告をお願いしたいと思います。

○宗宮委員

環境・利用部会の現況の状況報告を中間報告的にさせて頂きたいと思います。

お手元の方には資料 2-1、「テーマ別部会の状況報告」ということで、1 ページ目以降に 3 枚にわたって今の状況を記載しています。

7 月 8 日に部会を開催しまして、それまでにいろいろ各委員からご意見を頂いて、第 2 稿に対する基本的な考え方を初め、追加すべき事項があるのかなのか、また変更、修正、応用するものはどうだろうか、或いは実施の可否等に留意しながら中を検討するということをさせて頂きました。同時に、5 月 27 日の部会の時に、実は河川管理者の方からもお話がありましたが、ゾーニングという言葉がありまして、ゾーニングをするかどうかという検討をして頂きました。それに対する検討を先の部会でやりました。かなりこれに時間をとりました。

といいますのも、ゾーニングという中に重要なポイントが入っておりまして、第 2 稿でもいろいろまだ配慮が欠けているのではないかなというところもありました。また、第 3 章の基本的な考え方の中に、もう少ししっかりした環境サイドからの基本的な考え方をマスタープランのように入れてもらった方がよいのではないかなというような意見が出てまいりました。資料 2-1 の 1 ページの第 1 番目の基本的な考え方についてというところの

最初のところをご覧頂きますと、少なくともこれから 30 年にわたって河川の整備をする中で環境問題も十分対応するということになってくると、その中でどのような環境にしたいのかということについて、マスタープランのようなものを出して頂きたいと書いています。マスタープランを出すことによってそこから派生的に、この地域はこのような特性を持った地域にするとか、そのためにはどういう対策が要るかとか、或いはその地域ごとに満足すべき水質基準のようなもの、或いは水質指標みたいなものを設定できるのだろうというようなこともありますので、まず第 3 章の基本的な考え方の中に、こういったマスタープランのような思考、考え方をに入れて頂きたいと思います。

具体的なマスタープランを今すぐつくれといっても、時間的には殆ど不可能ですので、そういったものをつくるにあたっては、委員会、或いは専門家、住民、自治体の方々の議論を経て設定すべきものであるもので、これをつくっていくプロセスなりステップなりというものをきちっと明示して頂きたいという意見がありました。

それから、3 番目、4 番目と丸がついていますが、4 番目についておりますのは、先ほど申しましたように具体的に自然環境保全・回復するといっても、全体の水系を一様な価値評価でやっていくのかといったら、そうはいけないだろうというようなことがありますて、保全・回復の計画と地域指定がどうしても必要になってくるだろうと考えられます。そのためには、指定地域を設定するとすれば、「回復のための地域指定」、「保全のための地域指定」、「利用制限のための地域指定」等が挙げられ、それらをもとに自然の保全・回復を図るべきであろうということです。詳細については、今後部会で詰めていきますが、きっちり、ここからここまではこのゾーンでいくというような格好ではなくて、オーバーラップがあったり、外れたりするところも当然出てくる可能性はありますが、こういった地域指定というような概念を入れることによって、そこで満たすべき水質なり、或いは生態系なりのあり方がもう少し明確になるようなステップを出して欲しいということです。

それから、ダムのところですが、幅広い代替案の実行可能性とダム建設のマイナスの影響について十分な検討をして頂いて、安易に「生物の生息・生育環境の保全・再生のためにはダムの建設が必要である」ととられかねないようにして頂きたいという意見が出ておりました。

さらに、こういった基本的な問題から個々の分野の整備の事項は、つまり 4 章、5 章の具体案の方に入ってくることになるわけですが、少なくとも第 1 章の基本的な考え方、マスタープラン、こうしたいというようなのが頭にあって、そこからスタートしてくるというものです。実はそこで実施するものはそのうちのどの部分だと、検討すべきはどのようなパーツでいつ頃までにどう検討するのだというようなのがもう少し明確になってくるのではないかと、或いはまたそういったプロセスの提示ができるようになるのではないかとということで、そういうのを前提として、例えば自然環境班では、そこにありますような 5 つ、6 つのポイントを挙げさせて頂いております。

最初のポイントは、自然環境の保全・回復を図るために、ピンポイントに考えるのではなくて、縦方向も視野に入れた連続性のある面的な広がり持てと書いています。こうなるときますと、面的広がり、縦方向というか立体的に考えろということになってまいります。

が、ただ1カ所だけがポイントとして評価されるのではなくて、幅広くやはり流れの中でのといいますか、生態のあるべき姿を見て行って欲しいということです。

その他、直轄部分、或いは支川も含めて、流域として、全体として何か考えて頂かなければならないので、表流水、地下水を含めてやはり考えて頂いた方がよいのではないかと思います。

また、外来種の問題についても、今日、資料にも若干出ていたようですが、検討をもう少し詳しく詰めて頂く必要になってくるだろうと思います。

それから、ダムについては環境のマイナス面も考慮して欲しいということです。或いは対応策を考えるということです。

それから、景観については昔の河川のような曲線的な部分も考慮すべきで、治水面も考慮する必要があるということです。川は川らしくというのですか、川がつくるというのですか、いずれにしても川のあるべき姿をもう少し昔のような形にするのであれば、その中で景観も考慮したものになって欲しいというようなことがこの中に入っております。

水質・水位・水量の部門ですが、水質は、実は水量によって大きく左右されてきてしまっています。従いまして、下流方向にあるような河川環境維持用水というのは、水の使い分け方によっても河川の水量が変わってしまいますと、量と質と水位と生態系全体が変わってくるということになります。そこで、水量を統合的に考えるシステムを具体的に何か提示した方がよいのではないかと思います。

また、琵琶湖から大阪湾までということで流域全体を視野にして考えていくわけですから、少なくとも地下水も含めて流量バランスがどうなって、負荷量バランスがどうなっていくのかというようなことに対して、ある程度の基本的な設定しておいた方が妥当だろうということです。

それから、湖沼・ダム・河川等地域ごとにきめ細かな水質改善技術、或いは水質管理手法が要るわけですから、幅広い検討がどうしてもそれぞれに出てくるということです。ダムはダムなりに、湖沼は湖沼なりに出てまいりますので、これは多分地域別部会の方からかくあるべしという意見が出てこようかと思います。

琵琶湖については、既に滋賀県で取り組まれている水質改善事業とあわせて、河川管理者としての総合的な水質改善の取り組みを明確にすべきで、どこでどう負担するかもあらうと思いますが、十分な地方行政体との間の意見統一とか、或いは技術の適用の統一をしていく必要があると思われます。

それから、流域水質の十分なモニタリングによる有害有毒物質の管理・監視・通報システムの構築を検討する必要があるということです。もちろん、これも既に提案の中には出ておりますが、具体的にどこでどうするのかという辺りとなると、まだ明確に出てきてないという状況です。

それから、利用については(3)に載っています。最初が河川空間の利用について、特に長期のマスタープランを作成・提示し、議論と合意を得て、マスタープランの方向に沿って進めていくことが大切であるということです。川をこれからどう使っていくのかという方向性がある程度明確になってこない、どう利用してもらうのかを審議する委員会をつ

くってもそこで困ってしまうということになるので、そこら辺りについて考えて欲しいということです。

水面の利用に関しては、提言では推進すべき利用と規制すべき利用とを峻別すると述べているのですが、説明資料では水面利用に関して規制すべきものの記述があるのですが、推進すべきものが書いてないということです。マスタープランの作成も含めて追加して頂きたいというようなことです。

それから、河川敷の利用については、河川敷の将来のあり方を示すマスタープランを作成し、このマスタープランに基づいて、グラウンド等を堤内地に戻すためステップをどうしていくかを示して欲しいということです。

それから、漁業について、琵琶湖等内水面漁業と河川での漁業とは根本的に異なった取り扱いになっており、こういった点についても検討・考慮した内容として頂きたいと思います。

関連施設として述べられている「淀川河川公園」についても、マスタープランが必要と考えられます。「淀川河川公園基本計画改訂委員会（仮称）」は、改訂にあたっては提言を十分考慮したマスタープランをつくり、それを実行していくものでなければならないと思います。

いずれにしても、前もってマスタープランをつくる場、或いはつくって頂くことがどうしても必要になってくるという意見が出ております。

それから、委員会の進め方についての1つの提言として出しているのは、水質・生態、或いは利用の話をずっと環境・利用部会でやってまいりますと、どうしても上流から下流までとか、或いは場所で切ってしまうというわけにはいかないということです。例えば、琵琶湖の水質改善とか、水位の問題とか、流域・支川を含めた生態系・水質保全等、個々に1つ1つではなくて、全体につながって論議しないと評価できないものが出てきますので、環境・利用、治水、利水のテーマ別部会と地域別部会とが連帯して、どこかで一遍議論をすることが必要になってくるのではないかとということで、かなりの委員の方がご参加になるようなことになろうかと思いますが、いずれにしても必要な項目については、いろいろな委員方が入られて議論する場があって、いわゆる横断的な議論がなされるべきではなかろうかという意見が出ております。

7月8日の部会で出てまいりました中間的なものですが、以上のような状況です。

○芦田委員長

それでは次に、三田村委員の方から住民参加部会の報告をお願いいたしまして、その後、議論したいと思います。よろしくお願いします。

○三田村委員

住民参加部会は、ご存じのように、他のテーマ別部会と異なりまして1稿、或いは2稿の全体に関わってまいります。従いまして、検討するやり方をどのようにしていけばよいかというところから始めました。取り敢えず他の部会でやってらっしゃるように、それぞ

れの1稿に沿って順番にやっ払いこうということになりました。それが2月から3月の段階です。そのように進めてまいりまして、第1稿に沿った意見はおおよそ出てまいりました。最終的に6月の委員会で意見の骨子を申し上げる予定でしたが、報告していた以上のものはあまり集まらないようになりました。委員の方々からさらなる意見を募集しましたが、出尽くしたのか、或いはそういう方法では困難なのかわかりません。

そこで、資料2-1の7ページにあります第1稿に対しての意見を読み上げます。7/4と書いてあるところですが、第1回住民参加部会検討会を設けることになりました。これも他の部会と同じようなやり方です。ただ、その内容については、少し異なったやり方でやろうということになりました。

そこに書いていますように、説明資料(第1稿)に対して、住民参加に関する意見は数多く出されており、今後は検討の角度を変えて、違った視点から、絞り込んで検討を行う旨、提案いたしました。それで、理念班、実践班、展開班という検討班をつくり、第2稿に対して違った角度から検討していくこととなりました。

例えば、理念班というのは提言別冊の趣旨を理解して、住民参加の具体方法を示しているか、或いは住民意見の聴取、反映方法が適切であるか、各協議会等の設置目的と住民参加の理念に整合性があり適切かということを検討します。

実践班では、開発・保全の対極軸に対する住民参加の方法と意見聴取のあり方は適切か、或いは対話集会、公聴会は適切に行おうとしているかということを検討します。ファシリテーターの選定等もあります。

さらに展開班では、今後の住民参加のあり方とそれに沿った行動が示されているかどうかということで、例えば、河川レンジャーとか、環境学習、流域センターの設置目的、組織、運営の計画が適切であるかということを検討します。

他にもいろいろな視点があるかと思います。それについては、各3班の中で視点をまとめて頂いて、その視点の中でそれぞれの班が全体を読みながら、第2稿を眺めて頂こうということになっております。

住民参加部会は今までご報告した以上にはあまり進んでいない部分があります。今までのところをおおよそ説明してご勘弁願いたいと思います。8ページをご覧になって頂ければありがたいと思います。資料2-1に沿ってお話し申し上げております。

第1稿に対しての主な意見の内容をご説明していきたいと思います。8ページの全般的なところです。計画策定・推進について全部読み上げずに、幾つかを抽出してご説明したいと思います。

全般的なところでは、1つ目に書いていますように住民参加を実現するために必要な人材の育成について検討する旨を記述すべきである。2つ目に上流、中流、下流の流域住民の話し合いや交流等の参加のあり方について検討する旨を記述すべきである。それから2つ、3つ飛ばしまして、住民参加のチャンネルとして複数のものも用意し、住民が選べるようにする方が住民参加の実が上がるのであろうという趣旨です。

河川レンジャーは私どもの部会が提言でお願いした分ですが、河川レンジャーについては、1つ目の点にありますように、河川整備計画における河川・環境教育の目標を明確に

し、その目標を理解した人材の育成について検討する旨を記述すべきである、その目標に合った人材を河川レンジャーとして選定すべきであるというようなことが主に出てまいりました。

その次の協議会については、協議会で行うべき内容のあり方、人員、或いは意思決定の方法等のガイドラインを設けるべきであるということで、住民参加の視点から見た協議会等のあり方が重要であるという意味です。

それから1つあけまして、住民がだれでも参加できる、そういう協議会とフォーラム等を、同時にやるべきであるという趣旨です。

2) の環境にまいります。全般的には、モニタリングにも住民が参加できる仕組みを検討して頂きたいということです。ただ幾つも住民が関わるということになりますと、住民の方にも継続的に関わっていくような辛抱強さと心構えが必要になってまいります。住民側も河川管理者側にできるだけ辛抱強く関わっていきますし、河川管理者側も住民側と一緒にやっていって頂きたいという趣旨がそこに入っております。

9 ページにまいります。住民が環境保全に貢献しているという実感を持つ、これも先ほどの関わり方の持続性の問題ですけれども、それで参画できる切り口を考えるべきであろうということです。

その次の河川形状については具体的な意見が出ております。他にはあまり出てなかったように思いますが、水質に関しては2つ目のところを読み上げますが、水質管理協議会は流域委員会との連携を図るシステムが必要であるということです。

3) の治水・防災。1つ目、治水に関しても検討した代替案を記述して頂きたいということです。住民は複数案あった方が意見が言いやすいという意味です。

2つ目、住民が河川の危険性を認識しなくなってしまったことに対する反省を記述すべきであるということです。要するに、自然の河川というのは幅があって、攪乱があってということを住民がわからなくなったということも反省しなければならないという意味です。

4) の利水。1つ目の水需要の精査確認です。住民と行政・自治体との間で徹底的に議論できる仕組みをつくるべきということです。

2つ目の抑制では、これはまさに私たちが忘れかけておりますが、蛇口の向こうは水道局である、或いは水道局すら見えないというのが現状です。そうではなくて、蛇口の向こうは本来は川、或いは湖、地下水だということを認識すべきであるということです。そういう取り組みをして頂きたいということです。

渇水への対応。2つ目、学識経験者や住民団体を交えた「水利用の適正化に関する検討会」を開くことを提案いたします。

10 ページの5) の利用では、委員会に対する注文とお願いがあります。水面利用協議会、或いは河川利用委員会（第2稿では河川保全利用委員会）に幾つかの住民が関われるようにして頂きたいということです。

6) のダム。2つ目にありますように、ダムの見直しについては、河川管理者だけでなく、住民も一緒に見直す必要があるということです。

3つ目。住民参加は行政組織の中で十分に評価されていないと思われます。目に見えな

い苦勞を評価する行政システムを検討して頂きたいということです。

住民参加に関わりましては、まだまだ切り口を変えてやり始めたばかりですので、不十分なところもあるかもしれません。これ以外の部分が違った切り口から出てくる可能性があります。それは理念、実践、展開の作業グループで検討して頂きまして、9 月の委員会で意見を述べる予定です。委員の皆さま方、特に 8 月、ご苦勞をおかけすると思いますが、よろしくお願いいたします。以上です。

○芦田委員長

それではこれから、ご報告頂きましたことに基づきまして、委員の皆さま方の相互の議論、或いは河川管理者から質問とかいろいろなコメントがあると思うのですが、そういったものを含めて 30 分ほど議論したいと思います。よろしくお願いいたします。

○本多委員

住民参加部会のことについて、1 つの意見と 1 つの質問をさせて頂きたいと思います。

実は、前回、猪名川部会の方で、社会的合意というものはどういう状況をあらわすのか、ダムをつくる時に客観的に認められたという客観的というのは、どういうところでなるのかという議論がありました。我々は提言はしましたけれども、具体的な状態であるとか、基準であるとかということは示さなかったわけです。それに対して行政の方からは、具体的なものが提案されました。その内容は、1 つは、社会的合意というのは、関係住民の合意、流域委員会、関係の地方自治体の合意という 3 つをもって社会的合意、もしくは客観的に認められたと考えますというようなご意見をその時に報告を頂きました。その次の土曜日に住民説明会がありましたが、その時にもそのことがパワーポイントで定式化されて報告されていました。

それで、これは流域委員会の皆さまに投げかけたいことなのですが、そういうことをもって社会的合意、もしくは客観的に認められたということになるということで、流域委員会は河川管理者のお考えでよいと考えるのか、もしくは意見を出すのか、これは住民参加部会の課題になるかもしれませんが、そういうことがありましたということを 1 つ、ご報告とともに考えて頂きたいと思います。

それからもう 1 つ、これは河川管理者の方への質問なのですが、住民参加部会が提案しました住民対話集会というものがあります。後でまた議論になるかと思いますが、その時に、A 案、B 案というものが対立して、何回住民対話集会を重ねても合意を見出せなかったという場合には、提言によると、この流域委員会に戻されて意見を伺い、さらには専門家の意見も伺えるということになっております。

それで、私が聞きたいのは、そういう A 案、B 案が対立して、結局まとまらなくて流域委員会の方に戻されて、ここの意見を伺い、そして専門家の意見を伺った結果、何らかの結論が出たら、それをもって、たとえ住民対話集会では A 案、B 案が対立したとしても、一応関係住民の合意は得られたと考えるのでしょうか。それとも、あくまでも対話集会で意見が対立したのであれば、それは合意が得られなかったと考えられるのでしょうか。そ

れを判断の基準として聞かせて頂けたらと思いますが、お願いできますでしょうか。

○**芦田委員長**

河川管理者の方から今のご質問についてお答え頂けますか。

○**河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）**

非常に難しい問いなのですが、私どもは、こういうものが社会的合意だという形のものの設定を明確に認識しているわけではありません。ただ、これまでもずっと、河川整備計画をつくる段階で申し上げてきた通り、地域住民、地方自治体、流域委員会とこの 3 本柱でいろいろ話し合わせて頂くということを申し上げているところでありまして、それがどういう状況になったら社会的合意だということが明確にあるのかというようなことについては、なかなかわからないといえますか、とにかく今の段階ではそういった方々と一生懸命いろいろな議論を積み重ねていくことをやるということで考えているわけでありまして、ぴたっとこうなったら社会的合意であって、こうなったら社会的合意ではありませんというようなラインは、逆に言うと引けないのではないかと考えております。

○**本多委員**

ありがとうございます。

○**三田村委員**

今のご意見に対して、私の意見はお返ししておいたのですが、まさに難しい問題です。カラスマプラザでの提言の説明会の時に一般の方からのご意見もありました。合意というのはあり得るのですかとおっしゃったように記憶しております。私は完全合意はあり得ないと思いますと言いました。要するに、私たちの社会といえますのは、100 人いれば 100 人の意見が出てあたり前です。それがまさに健全だろうと私は思っております。河川管理者には、100 人の意見の何が重要で何が重要でないのかを見極める能力を身につけて頂かなければならないと思います。合意を見なかった場合には、何度も何度も粘り強く違った視点から対話集会を続けて頂き、できるだけ合意に近づけていくというのが大事だろうと思います。その程度しか今のやり方というのはないと思います。これは私個人の意見です。

先ほどのようなご意見は、できましたらもう少し具体的に第 2 稿に対するコメントとして頂ければ反映できるかと思いますが、今のご意見のままですと、少し河川管理者も困ってしまい、そのままにされてしまう可能性もあります。もう少し具体化してご意見を頂ければと私は判断しております。よろしく願いいたします。

○**嘉田委員**

私自身も社会的合意というのは、こういう手続きでこういう答えが出た時が合意だと言えるほど現代社会は単純ではないと思っています。ですから、三田村部会長のご意見に近いのですが、例えば、法的に言えば、裁判をする時には「裁判の判決」というのが社会的

合意ですが、この流域委員会の場合は様々なレベルの合意があるわけです。ですから、まさに情報を出し、透明度を上げて、それで意見が多様に出せるという状態の中で、あることが提言であるとか、或いは対話集会、或いは 1 つの行政の反応というところで決まって出されてきた時に、消極的には反対意見が出ないということがある意味で社会的合意なのだろうと思うわけです。但し、反対意見の出方もいろいろなレベルがあるわけです。

少し具体的にこの社会的合意のことを考えるために、1 つ重要なことを指摘させて頂きたいと思うのですが、参考資料 1 に出して頂いている一般の方からのご意見で、ページいきますと 382-1 です。川上ダムの地元の方の竹之矢さんが出された川上ダムの見直し内容について、いかに青山町が 34 年間、ある意味では翻弄されながら地域でのダムの受け入れを決定し、移転をし、地域社会として対応してきたかというようなことが書いてあるのです。私どもは、もっと早くこういうことを勉強させて頂かなければいけなかったと思います。例えばこういうことをもう少し合意を得るための資料として出して頂きたいのです。

住民側からというよりは、30 年、35 年、国土交通省としてある計画をしてきた責任があると思います。これは川上ダムだけではなくて、丹生ダム、余野川ダム、大戸川ダムも含めて、まさにこの辺りが住民参加と住民意見聴取の大変重要なところなので、逆にこれくらいの資料を河川管理者の方から出して頂けると、私たちもより責任を持った意見が出せると思います。本日の竹之矢さんの資料はそういう意味で、住民参加のことを考える上でも大変重要だと思って意見を言わせて頂きました。

○塚本委員

今のテーマ、合意というのは、どういう問題でも出てくるテーマなのです。だけど、実はそのプロセスというのはとても大事で、嘉田委員も言われたように、いかにいろいろな立場の方たちが日頃から意見を言い合って、例えば桂川だったら、桂川という川はどういう川なのだと、自分が暮らしている立場からどういうものなのだという事をお互い意見の異なる、或いは立場の異なる人たちが話し合うという状況をつくっていくということが大事です。これはもともと河川管理者の方が今回の計画に対して壊滅的被害を軽減すると同時に、しなやかなという言葉を出しておられます。

この二言というのはとても大事なことで、我々はいつも民主主義で、数でどうだとか、合意がどれだけ完全だとかということよりも、実は失ってきたものは、そういうコミュニケーション、現状を、自分の足元を含めてどういうものであるかと、川、水系、或いは都市、そういうものがどのように変わってきたのかということを実際に知っていくプロセスがこれから大事です。ですから、協議会とか連絡会とかというものが恐らくこれからそういう機能をしていくだろうと思います。その中で皆さまが合意し、最終的には、今回はしかたがないなというような状況をつくり出していくということ自身が、合意をととても大事な、今回のこの河川整備計画のとても大事なプロセスだと思います。

○田村委員

本多委員の問題提起は、大変難しいと思いますけれども、社会的合意というのは、問題ごとによって変わるのではないかと考えております。少なくとも、単に形式的に回数を重ねるといえるのは、これは合意の道筋ではありません。皆さまが話し合って 1 つのまとまった意見にまとまればそれはよいわけですが、最終的にそうしなければならない合意もありますし、問題の大きさによりましては全員が一致しなければ進めないという合意の仕方もあります。それから、そこまでいなくても、合意ではない、納得はしないけれども理解はする、お互いの立場の違いですね、そういう場合に、最終的には権限を持った権限長の判断にゆだねるということもあり得るだろうと思います。

ですから、問題の大小によって、何遍積み重ねても進まないというような場合もありましょうし、また時には切迫した問題解決が必要なこともあるかと思っています。ですから、問題の大小、時間、その他によって、これは一致すべきでないとか、これは理解しなければならないとか、それぞれの合意の仕方は違って来るだろうと思います。ですから、あまり一般的に合意とは何かとか、決断とは何かということを議論すると、肝心の中身が流されてしまいます。それが一番困るという気がいたしました。

○三田村委員

本多委員のおっしゃったことを受けて、河川管理者に是非お願いしたいことがあります。住民参加の立場としてお願いしたいのです。合意形成は契約ができた時だというぐあいには、法的にはそうなのかもしれませんが、そういう発想はできるだけ避けて頂きたいと思っています。それだけ是非お願いしたいと思っています。それによってまた一からということがあり得ると思いますので、これからは。契約が合意になるのでしょうかけれども、できるだけそこを幅広くお考えくださるようお願いしたいと思っています。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

三田村委員がおっしゃいました契約というのは、どういうことなのでしょう。

○三田村委員

合意のための、契約でしっかりしているのは文書を交わすとか、そういうことがあると思いますけれども、それで終わったとお考えにならないよう頂きたいということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

私も含めてもう 1 つ我々の方がぴんときないのですが、例えば、何らかの格好で関係者が合議をして合意文書が結ばれたとしても、それは合意ではないということですか。

○三田村委員

合意文書だけではないというぐあいにお考えくださればありがたいということです。もう少し柔軟性を持って、合意形成に進んで頂きたいということです。もっと具体的に申し

ますと、例えば、ある自治体、ある住民団体、住民と合意形成をするにあたって、契約をしたとしますね。それで合意形成だと思ってしまうと、本多委員が心配してらっしゃるようにいろいろな意見が本当はそこに上がってない場合があります。そこに早く持っていこうとされると、問題が出てくる可能性がありますので、できるだけ幅広くお考え下さいということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

わかりました。

1 点こちらからご質問したいのですけれども、環境の話でもよいでしょうか。

○芦田委員長

環境の話にして下さい。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

私には理解できないところがありまして、環境の 1 ページですけれども、基本的な考え方とところで、「具体的な内容を示した基本的な考え方（マスタープラン）を作成する必要がある。」と書いてあるわけですが、これからの河川環境についての基本的な考え方というのは、我々はこの第 2 稿の第 4 章の河川環境のところで書いたつもりなのです。具体的にどこをどうするのか、どこを実施してどこを検討するのかというのは、第 5 章で挙げたわけですが、環境・利用部会でおっしゃるマスタープランのイメージが私にはよくわからないのです。どのような手法、手段で整備するかという時の具体的な内容を示したマスタープランというのは、どのようなアウトプットというか、イメージなのでしょうか。

○宗宮委員

マスタープランのイメージを全部描きなさいというと、私自身もかけません。ただ、30 年たった時点において、河川環境としてはこのようなのがあったらよいのではないのかという環境サイドからの話は、やはり全く際限もなく形もないものではないと思います。

例えば、公害の時代であれば、環境基準があって、それを全うすることが 1 つの目標になって 30 年間いろいろなことが進んだわけですね。しかし、次の 30 年間について、川としてはどうなのかといった時に、片一方では水需要の抑制とか、水位、川、自然は自然のまま、川は川がつくるとかというのを表に出した時に、自然が自然をつくり、川が川をつくるということから来る環境とはというイメージを我々自身もつくらなければいけないわけです。現に今マスタープランをかけと言われても、かなり難しいわけなのですが、我々としての最終目標の命題は非常に高いところにおいてありますから、それをブレイクダウンしてくる時に、少なくともこの 15 年、30 年の間でどのラインまで落とすかということに回答する必要があるだろうと思います。そうではないと目標にならないわけです。現実には河川サイドから河川水質基準をつくって下さいといっても、法律にも何にもないものをつくっても、何の意味もないわけですね。

ですから、河川サイドが描く環境というのは、多分こんなものだというのがどこかに出てくれば、できるできないは別としてもそれに向かって走るのだということになればよいのではないかなと思います。もちろん何年洪水、どうのこうのというのは、当然前からつながられたのは踏襲していくわけですね。当然ここから先は、洪水が起こってくるかもしれないよという情報を皆さまに出して、自衛もやって下さいというようなことも入れながら河川はつくるわけですから、そういうのもバックにありながら、河川環境として生態系をどうされるのか、水質はどの程度のものにするのかという辺りも、何とか表に出ないかなということなのですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

水質につきましては、この中でも、例えば泳げるようにするとか、そういう何か今までのいわゆる公害の時代ではない基準といいますか、考え方を目標としてやるべきだと、それは検討しようということになっています。

河川環境、これは生態系も含めて、我々が方針のところに書いたのは、水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水、攪乱がされる区域は広範囲に存在して、変化に富んだ地形と多様な生態系が形成されていた頃の河川環境を強く意識して、これからいわゆる修復なり保全をやっていこうということを書いたわけです。これは、まさに提言にあった 1960 年代前半の頃を強く意識してというところを我々は受けたつもりなのです。

それともう 1 つは、今回の整備計画は、確定的な全体的な計画をつくるのではなしに、まさに河川の反応を見ながらフィードバックしながら順応的にやっていこうというものです。我々は河川に対して、もっと謙虚におずおずとやっていこうという方向で考えているのですけども、それと 30 年後の河川全体の生態系、或いは河川環境を含めた絵をかけと言われることが、私には矛盾があるように思います。その辺についてお伺いしたいと思います。

○宗宮委員

大変難しい注文を我々も出していることは重々承知しております。ですが、個々の 1 つ 1 つが断片的にワンドをつくればよいのだと、それで環境が満足するのだというようなことで済んでしまうと、これもまた困った問題なのですね。

ですから、なるべく河川そのものが美しく優美であって欲しいというようなことが表へ出てきて、それに乗っていくということは、そこにある生態とはどのようなのがという話が環境サイドで出てきた場合に、それをどういう条件、どういう指標で書きなさいと、これは非常に難しい問題になってくることは重々わかっているのです。

ただ、基本的には、河川整備計画に載っていないものは一切やらないという話が委員の中では少し頭に残ってしまっていて、それで、少なくとも何らかの形で言葉として入れておかなければ、一切手が出されないということになり得るということが、今あったように、1 つ 1 つにまた検討しながら、再度煮詰め直しながら進むのだということは、それは 1 つの手法

だと思います。だからといって、それでどこに行くのかは、我々としてもよくわからないというのがあるんですね。これも検討班を3つでやっていますので、他の班のリーダーの方々、何かありますでしょうか。

○山村委員

具体的に1つの例を申しますと、瀬戸内海環境保全基本計画というのは、平成12年に総務省の告示で出されております。第1序説で計画策定の意義というのが3項目ありまして、その次第2は計画の目標ということになっております。そして目標については、水質保全に関する目標、自然計画の保全に関する目標と、それぞれ4項目ないし5項目、合計9項目について掲げられております。

それから第3というところで、目標達成のための基本的な施策というのが書いてありまして、それぞれ例えば水質、自然景観、その他、浅海域の保全、砂利採取に対する配慮とか、それぞれ9項目にわたって基本的な施策というのが掲げられております。

これに基づきまして、瀬戸内海はゾーニングされておまして、それぞれにいろいろな地域指定、自然海域保全地区の指定というのがなされております。そういう形で具体的にこの計画が実行されているということです。これは1つのマスタープランの体系と考えられますが、その他にも既存の行政計画でそういうマスタープランをつくっているのは幾つかまだあります。

それから、海外でも、例えばドイツとかアメリカにおきましては、そういう形の河川流域におけるマスタープランというのはつくられておまして、そういうものを参考にして我々利用委員会の方でもまた具体的に提言をさせて頂きたいと思っています。

○塚本委員

一言で言うなら、大人は厚かまし過ぎると思いますね。というのは、ここまで皆さまがやってきたわけでしょう。これを河川管理者の方は、先ほどおずおずと言われましたけども、それぞれの全ての可能性を含めてやっていきたいですとおっしゃいました。ただ、河川管理者だけでは絶対できません。ですから、どういう状況を生み出せるかというのは、実は楽しい部分なのです。それは子供たちや若者たちに残してあげて欲しいのです。これから本当に我々大人が一生懸命いろいろなことをやりながら、どういうものを次の世代に残そうかという働きの中で自分たちがそれぞれプランを持って考え、それが次の世代で子供たちがそれを実現していつてくれる、その楽しみはやはり取ったら駄目だと思います。

○西野委員

先ほどの宗宮リーダーの補足をさせていただきます。

自然環境について1つ例を言いたいのですけども、例えば生態系のところでは、モニタリングを実施するとか、いろいろ配慮するということが第2稿の4.2のところで書かれています。実際にその具体的にどうするかということが説明資料の34ページの5.2.6に生態系として、例えば淀川の淀川地区、淀川の豊里地区という形で、それぞれの地区の名前

が挙げてこういうことを再生するということが挙げられているわけですが、例えば淀川全体を考えて生態系保全というのをどのように考えていくか、或いは琵琶湖の全域を考えてその保全をどのように考えているかというような記述がなくて、あくまでピンポイントになっているということで、果たしてピンポイントだけ保全をやっていくので淀川全体の生態系の回復、或いは琵琶湖全体の生態系の回復というのができるだろうかという危惧があるわけです。そうしますと、何らかの形で、淀川全体を考える、琵琶湖全体を考えるという、どこかでそういう方向性を示して頂けたらということでマスタープランということを挙げさせて頂いたということです。

○水山委員

私は、基本方針は説明資料に書いてあるではないかと言いたいのです。具体的な作業に入れば当然ピンポイントで事をやらざるを得ませんし、片や利用もありますし治水もあるわけで、全部を自然に戻しましょうという議論とは違うわけですから。委員会は、マスタープランの書き方まで示して頂かないと、河川管理者にはできないと思います。書き方だけではなく、その中身まで出して議論しないと、いつまでも河川管理者にもっと考えろ、もっとつくれと言っているだけでは事が進んでいかないと思います。環境・利用部会の動きを不満に思います。

○榎屋委員

水山委員のご意見がありましたけど、私は利用の方をずっといろいろ考えていまして、提言の内容のとりまとめとか、或いは環境・利用部会のリーダーをやっているいろいろと考えています。今、利用に関して宮本所長からも占用の実態だとか、河川公園の使用の実態だとかいろいろ見せて頂いて、考えているわけですが、我々も利用ということに関して、こういう提言を出した以上は大きな責任がありますし、それに関しては、かなりの点まで踏み込んだ中身を考えないといけないのではないかとということで、今そういうデータを頂いて考えているわけです。

例えば、現状では高水敷の施設の実態がどうなって、使用実態がどうなっていると、堤内の施設がどうなっているとか、そういうことも含めて、それから今度は将来的にそれがどのような形に変わっていくとか、人口が変わるのかとかということです。例えば堤内の小学校とか中学校も人口が減っていけばだんだんとすいてくるのではなかろうとか、そういうような実態があるわけですから、そういうのも含めて何か基本的な考え方を示すことができないかなというようなことを考えているわけです。そういう意味で、山村委員からマスタープランという話が出た時にそれに飛びついたわけです。

考え方としては、やはりこの委員会もこれだけの提言を提示した以上は、ある程度の責任を持って考えて、方針とはいかなくても、ある程度のものを示していくという責任はあると私は考えています。

○江頭委員

環境・利用部会を何回か欠席してしまして、ここで申し上げるのは気が引けるのですが、自然環境の整備方針の中で、国土交通省の案は確かにかなり進んだ面があるわけですが、今のテーマ別部会の状況報告の中でも1つ大きく抜けていますのが、河川の形状と流砂の関係です。流砂を積極的にコントロールして、よい川をつくっていかうという姿勢が少し抜けているのではないかと思います。そういうことも是非加えて頂きたいと思います。以上です。

○芦田委員長

環境につきましては、私自身は、提言に沿ってかなりよく書いておられるなと思います。マスタープランがないではないかというようなお話ですけども、どういうイメージの川をつくろうとしているかということは、かなりはっきり出ていると思いますし、もしもそれで不十分であれば、環境・利用部会の方でここをこういうふうにした方がよいと、もう少し具体的に提言して頂いた方がよいのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○宗宮委員

環境・利用部会といたしましても、前回の部会でマスタープランというものが出た方が全体として流れがわかりやすくなるということから、こんなところで整理しているところです。ただ、いずれにしても、やはり環境、治水、利水と3つが同じウエートで管理の対象になるとすれば、何らかのそれに対する目標がきちっと書かれている方がわかりやすいというようなところから、マスタープランという話が出てきたのだと思います。今日は状況報告でしかありませんので、なおまた中身がより詰まってくれば、芦田委員長ご指摘のようにもう少し正確なものが提示できたらと思います。

○芦田委員長

第2稿に対してここをこうした方がよいということと言わないと、なかなかどうしてよいかかわからないと思いますね。

○宗宮委員

わかりました。

○塚本委員

それでしたら、1つ例があります。都市河川というのは、全く条件に入っていないのですよ、いろいろな環境も含めて。ですから、一度天神川か北白川、委員の方と一緒に見に行って、どうできるかというのを想定されたら、恐らく河川管理者に対して、どういうマスタープランができるかというのは多分できてくるのではないかなと思います。例えば1つの具体例ということです。

○荻野委員

利水、治水の議論でも出てこようかと思うのですが、利用と環境問題、今の社会的合意の問題、全てマスタープランから発する問題がたくさんあるかと思います。

マスタープランを考える際に、30 年先を見通したビジョンみたいなことにもつながるものであろうかと思うのですが、30 年後のビジョンを考える時に、30 年前、或いは 50 年前の淀川が、現在までどういう仕組みでどのようにやってきたかという現状認識と過去に対する反省みたいなものの上に立って、これから 30 年のビジョンをつくっていくということになるのではないかなという気がいたします。

ちょうどそういうことを考えた時に、例えば、利水のところで出てくると思いますが、長期水需要計画、これは 1978 年につくられたものなのですが、そういうものとか、公共投資基本計画というのが 1990 年に出されて、その当時 450 兆円～500 兆円を将来 10 カ年にわたって 2003 年～2005 年を目標に公共投資を積極的にやろうという景気対策をされたわけですね。そういう景気対策の中で、ダム計画等いろいろなものが盛り込まれてでき上がってきた計画に、まだ我々は足を半分突っ込んでいるわけなのです。そういう延長線上にあるのか、それとも新しい方向、言い換えると、一種のバブル経済の夢みたいなものから、どのように抜け出そうとしているのかが、このマスタープランの中に具体的に読み取れるかということが問題になるのではないかなという気がいたします。

この河川整備計画の説明資料を見せてもらった限り、利水や治水も含めまして、一種バブル経済の仕組みの中に足が片一方入っていて、もう一方は新しい考え方の上に乗っているような雰囲気が大きいので、そのギャップがなかなか取れていないのではないかなという気がいたします。

これは後半も多分こういう問題が出てくると思いますので、30 年先のビジョンを考える時に、30 年前から現在までの間の現状認識と過去の反省みたいなものを含めて、将来の方向性がどのようにつくられていくかということを見て頂きたいと思います。

○芦田委員長

どうもありがとうございました。それではここで 15 分休憩いたします。

○庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは再開は 15 時 5 分とさせていただきますので、15 時 5 分になりましたらお席の方にお戻り下さいますようお願いいたします。

〔休憩 14：50～15：05〕

○庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、再開させていただきます。

今本委員の要請によりまして、休憩時間に委員席に「ハイブリッド堤防の実用化に向け

て」というシンポジウムのチラシをお配りしております。一般の方々は、受付の方に置いておりますのでご覧下さい。

それでは、芦田委員長、よろしくお願いいたします。

○芦田委員長

それでは再開いたします。

後半の部として、治水部会の方からご報告をお願いしたいと思います。

○今本委員

資料2-2に基づいて報告させていただきます。

治水部会はこれまで、4回の部会と3回の部会検討会、或いはメール、ファクス等による意見交換をいたしまして、中間報告としてとりまとめた意見書であります。

提言では治水について、「超過洪水・自然環境を考慮した治水」、「地域特性に応じた治水安全度の確保」を目的にすべきであるとうたっておりますが、説明資料でも基本的な考え方はほぼ一致しております。

そういう意味で、治水についてはかなり高く評価されると思いますが、ただ、「河川整備の方針」、或いは「具体的な整備内容」について、説明資料ではまだ書き込まれてなくて、こちらが言っていることは既に考慮済みというところがあるかも知れませんが、一応ここに関して出てきました意見を紹介させていただきます。

まず、「1『河川整備の基本的な考え方』について」であります、「洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る」と説明資料では述べております。一方、提言では、「超過洪水・自然環境を考慮した治水」、「地域特性に応じた治水安全度の確保」を目的とする必要があると記述しており、自然環境を考慮するという視点が説明資料では欠落しているのではないかとことです。

もちろん説明資料にも「河川環境の保全・再生を図る」との記述があるものの、提言では、「治水を目的とした場合でも自然環境への影響を極力回避する河川整備としなければならない」としまして、自然環境への考慮をより強く求めています。

つまり、治水と環境を別々に考えるのではなく、自然環境をベースにして治水を考えて頂きたいということが1点です。

それから(2)は、淀川水系の4つの河川はそれぞれに狭窄部があるわけですが、この狭窄部上下流の治水安全度を向上させると記述しております。

一方提言では、「地域特性に応じた治水安全度」ということで、地域により必ずしも同じ安全度を目標とする必要はないとしております。狭窄部の上下流についても同様でありまして、同じ治水安全度を求めるということは現実問題として困難なのではないかとということで、ある程度の格差を認めざるを得ないと思います。

従って、「上下流の治水安全度を向上させる」という基本的な考え方の中に「地域特性」という観点を盛り込むべきであり、上流部の治水安全度の確保には、流域対応をより重視

せざるを得ないのではないかと考えております。

「2『河川整備の方針』について」であります。これは11項目について書いています。

まず、最初は対象区間です。ここで大臣管理区間、指定区間外区間というのが正式なのかわかりませんが、一般には非常にわかりにくいので、ここでは大臣管理区間と言わせて頂きます。それ以外に計画策定上必要となる区間についても言及して、沿岸海域への影響も視野に入れるとしています。

しかし、少なくとも治水については、対象区間だけ考えればよいというのではなく、やはり全水系、支川も含めた水系、流域を視野に入れて、上下流で整合性のとれた治水安全度を確保することが望まれます。

(2)は土砂の問題であります。土砂の問題につきましては環境面からとらえているようですが、土砂の移動というのは当然洪水の時に最も多く動きます。そういうことから治水からの検討が不可欠であるということを、当然のことですが、指摘しております。

(3)は、説明資料では「破堤による被害の回避・軽減」策として、例えば「日頃から備える」、「洪水時の対応」、「流域で水を貯める」、「堤防強化対策」といった形で分けていますが、どうもこの分け方にすっきりしない点があるということから、1つの例として、「河川対応」、或いは「流域対応」についていろいろ区分したのを提示しております。参考にしてください。

(4)は、破堤による被害の回避を究極的な目的として、流域対応と河川対応を取り上げておりました。このこと自体は提言と一致しておりますが、今申し上げましたように、その内容の分類については問題があると思われます。

また、河川対応では、堤防強化対策を重視しまして高規格堤防と堤防補強を取り上げております。高規格堤防が究極的な目的のようにこれまで説明されてきておりますが、必ずしも高規格堤防が最善とは言い切れない場合もあるということで、実施にあたっては環境面への問題等を考慮して欲しいということと、特に堤防補強がこれからの治水についての成否を握るといいますか、最も重要なことであると考えております。

堤防補強につきましては、技術的にも未解決の問題が多く、自然環境にできるだけ影響を及ぼさない補強技術の確立が切望されるとしております。

(5)は、治水安全度はどこに目標を置くかということで、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標としておりますが、例えば狭窄部上流の目標として、必ずしもこれはできないのではないかと、或いは非常に大きな困難を伴い過ぎるのではないかとということから、浸水被害の規模をある限度内に抑えるということが妥当ではないかと思われます。もちろん既往最大の洪水による被害の解消ができればそれにこしたことはないのですが、できないこともあり得るのではないかと指摘であります。

(6)は高潮に対する陸閘の問題です。これは、交通量の多い大都会、淀川の下流部にいていまだに陸閘に頼っているということが不思議と言えば不思議なくらいで、早期の解決が望まれるとしております。

(7)は、地震対策として取り上げられております緊急用河川敷道路及び船着場の整備が行われていますが、やはり淀川水系ということで考えますと、広域的な活動をするために

は淀川大堰閘門の存在が必要なのではないかということで、これについては別途検討されているそうですが、真剣な検討が望まれるとしております。

(8) に示しました河口部の河川の形状は、実は説明資料でも提言でも触れられておりません。しかし、河口の形状によって津波の遡上が当然変わってきます。現在淀川の河口部では、ここは埋め立ててはいけませんよという形での河川保全区域は設定されておりますけれども、津波、或いは高潮の遡上に対する形状としてはまだ取り上げられておりません。地震の可能性のある現在、そういうことも検討すべきではないかということでもあります。

(9) はダム計画です。ダム計画については先ほども、住民組織等を含む社会的合意という問題ですが、この説明資料では非常に重要な社会的合意の視点が欠けているのではないかとということでもあります。

(10) は既設ダムです。例えば、説明資料の 4. 7. 2、「(4) 魚類等の遡上や降下が容易に出来る方策を検討する」と述べておりますが、これが本当にできるのかということです。100 メートル程度のダムでそういうのができるのか、新たな環境破壊を生むのではないかとといったことから、慎重に検討して欲しいということです。もちろんこのことは、魚道をつくるなどと言っているわけではありません。

また、ダムからの放流水については、一たんダムに貯めるのではなく流入する水をそのまま下流に流すということを検討して欲しいということです。現在、選択取水ということをやっていますが、選択取水をするといっても、一たんダムに貯めた水を取水するわけですから、そういう方策についても検討すべきではないかということ述べております。

(11) は、関係省庁、自治体等との連携であります。これにつきましては、この文章が長いので省略させていただきますが、河川整備計画においては、方向性を明示して、積極的な検討を進めることをより明確に記載して欲しいということでもあります。

最後に、「3『具体的な整備内容』について」であります。これは個々の施策について「実施」、或いは「検討・見直し」という表現が用いられておりますが、これについては現在まだ検討中でありまして、できるだけ早く意見をとりまとめて提出したいと考えております。

○芦田委員長

それでは、池淵部会長、利水部会をお願いします。

○池淵委員

今日お配りさせて頂いている資料 2-1 の 4 ページ、5 ページ、6 ページに、利水部会からの中間意見書案という形で意見をまとめさせて頂いております。利水部会、部会検討会を開催させて頂きまして、意見書案をつくらせて頂いております。

説明資料、或いは整備内容シートの内容が少ない嫌いがある、調整・検討項目が多い印象が否めないというのが全体的なとらえ方でもあります。

そこに少し書かせて頂いておりますが、「現行法のもとで河川管理者が河川整備計画に盛り込む内容に限界があるからであろうか」とあります。多分あたっているのと、あたって

ないところがあるのかもわかりませんが、そういったとらえ方を少し全体的に見ております。

「1. 利水に関する基本的な考え方に提言のスタンスをもっと明確に打ち出して欲しい」という意見を書かせて頂いております。文言を読ませて頂きますと、「河川管理者は従前から流水管理を担ってきており、供給管理として渇水時の渇水調整をリードしてきている。一方、水需給バランスをはかる水資源開発計画（フルプラン）は水資源開発促進法をベースに進められてきている。そこには都道府県の水需要予測の積み重ねをもとに長期水需給計画が策定されてきており、その内容の検討がなされているものの、社会経済状況の推移から見て往々にして必要以上の水資源開発を進める計画になっているのではとの指摘」をもって臨む必要があると書いています。

それで、「水需給計画について河川管理者が踏み込める内容には制約があるものの国土交通省が主体的に『水需要を管理、抑制する』という提言の考え方、やり方に転換する基本的スタンスをもって河川整備計画の内容を打ち出すことが望まれる」といった内容を書かせて頂いております。

それから、整備方針につきましては、そのキャプションに書かせて頂いておりますが、「2. 利水に関する整備方針については適確な水需要予測と水需要の抑制・制御の具体化をフレームワークに」して、もう少し踏み込んで欲しいということです。

水需要管理にありましては、精度の高い水需要予測と水資源開発事業の必要性についての厳格なチェックが必要であるということから、国土交通省が主体的に利水の現状把握・精査確認を行うとともに、人口動態、節水意識の高揚等を踏まえ、みずから精度の高い水需要予測手法を検討して、みずから適確な予測を行うことが必要ではないかと思われます。そのためにも、従前の水需要予測の乖離の分析、利水者の水需要実態、新規需要計画等を早急に精査確認して出してもらいたい、さらには、利水にありましては受益者負担とか経済・経営的な側面がありますので、水源施設の財産権、財政状況等についても可能な限り精査されたいというように描いて出させて頂いております。

それから、「2) 水需要の抑制・制御の具体化を」ということで、「4. 河川整備の方針」、「4. 4 利水」の2番目以降に挙がっております項目につきまして、次の5ページに幾つかの意見を付記させて頂いております。

整備方針の2つ目にあります「(2) 水利権の見直しと用途間転用」というところですが、いずれも水需要管理という中では水配分というとらまえ方ができるだろうということと、水利権の更新の時に見直すというとらえ方と、水需要の実態予測、ダムがかりの利水容量があるのか否かといった精査確認というのは別物ではないか、そういうとらまえ方をしたらどうかというように付記しております。

それから、整備方針の「(3) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」について、とりわけダム等の放流操作と同時に、淀川大堰の基準流量の管理も視野に入れたとらまえ方をすべきということです。それから、既設ダムと計画・工事中ダムとの容量再編成が描かれておりますが、この水需要の精査確認をして、十分な検討をする内容として見ておく必要があるだろうと描いています。

それから、「(4) 水需要の抑制」については、具体化への取り組みに限度があるのか否か、もう少し踏み込みの姿勢の内容は書けないかという考えです。

それから、「(5) 渇水への対応」におきましては、水供給力の実力低下、利水安全度の低下、利水者間のアンバランスの存在といった記述が幾つかあるわけですが、こういったものを我々自身ももう少し勉強しなければならないとは思いつつ、もう少し説明をして頂きたいというリクエストでもあります。

それから、第2稿に新たに出てまいっております渇水調整における従前の方式と提案方式の比較のイメージ図を頂いておりますが、先行・後行利水者の投資努力とは一体何を意味しており、またその反映に問題点があるのではないか、そういった意味合いを少し指摘させて頂いております。

それから、水需要の抑制・制御の具体化にあたりましては、ここでは書かれていないものとして、森林の保全・育成、地下水の利用、都市政策についても検討に値するのではないかと思います。これは我々自身ももう少し提案をしていく必要があるとは思っております。

それから、「5. 具体的な整備内容」につきましては、かなりは今後という扱いを現時点ではせざるを得ないところがあります。幾つかの質問事項とそれに対する追加的な説明を聞くことを含めて、部会としての意見をまとめていきたいと考えております。

ただ、渇水対策会議の改組組織が、提言で挙がっております水需要管理協議会に相当するのではないかと考えた場合、日常的に水需要管理を進めるためには、利水に関連する諸量の一元管理と協議会構成メンバーがそういったものを共有・認識するということで、水需要抑制のインセンティブが働くのではないかと考えられます。

それから、新たな協議会の構成メンバーにはこういったものを加えて、学識者や住民、住民団体の代表も参加するのが望ましいのではないかとというような意見を現時点では描いています。

その他として、環境流量につきましては概念的なものでありまして、利水部会では、これは水需要の抑制・制御の結果として取水量が抑制され、その分河川に水が戻るのだと考えております。

あとは、利水安全度とか弾力的管理、将来の地球温暖化等について、利水部会の中でももう少し議論をしていく必要があると思われます。

最後、6 ページには「節水」「雨水利用」「水の再利用」「森林の保全・育成」「地下水の利用」「都市政策」に関して、我々としては、河川管理者として可能な、或いは踏み込んでいける施策（例）にはこのようなものがあるのではないかと考えられます。可能性、検討も含めて他の主体への働きかけということで、水需要管理協議会そのものの内容、そこで語る活動・検討項目にどういったものが入るのか、そういったものについてももう少し我々としても議論し、また河川管理者の描き方をとらまえて展開をしていく必要があるだろうと思っております、少し参考までにぶつけさせて頂いた次第です。

以上、中間的な、状況報告に近い形かも知れませんが、報告にかえさせて頂きます。

○芦田委員長

それでは、皆さまのご意見、或いは河川管理者からの質問等をお受けしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○畑委員

高規格堤防に関しても、その困難性等の指摘がありました。私も以前より経済性の問題、どういう地区から始めるかという優先順位の問題を指摘させて頂いておりましたけれども、今回の河川管理者からの説明資料に関しましても、優先度といいますか、どういうところから工事をスタートさせるのか、その被害の程度と直結させながら住民関係者にもよく理解される形で工事が進められるのがあるべき姿かと思います。そういう意味で、その辺りの問題についてもう少し言及して頂きたかったという気がいたしております。

スーパー堤防に関しては、安全性という点で非常に期待がされる場所ですけれども、周辺の環境、特に景観面での影響が大きいということがありますし、経済性の面で非常に高くつくということとか合意がどれだけ得られるのか、難しい点が多々あろうかと思っておりますけれども、ハイブリッド堤防の実用化等の問題も挙がってきておまして、その辺りにも期待いたしております。堤防に期待する一方、流域対応の点で地下貯留等が挙がっておりますけれども、地下河川の問題、或いは地下貯留、大規模な貯留施設等についてはこの委員会ではあまり触れられていないと思っております。

事業費の問題で、経済性のバランスがうまくとれているのかどうか、どのように評価されているのか、その辺りも触れながらこの流域貯留については検討していくべきではないかと考えております。

○今本委員

今の問題につきましては、具体策の検討のところできちんと指摘していきたいと考えています。今日の中間報告は、具体策のところはあえてまだ書いておりません。今の畑委員の意見を是非検討させて頂きたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指示下さい。

○田中真澄委員

これは淀川部会、或いは検討会でも議論されたのですが、説明資料には、どうも流域、特に上流部の森林、森に関連する記述がないように思います。

確かに森林の公益的機能には様々な機能がありますが、治水の評価については意見が実際分かれています。例えば、農林関係学者の方は貯水能力があるのだとおっしゃいます。一方で、例えば流域委員会の河川管理者の方はあまり評価していないわけです。この評価によっては問題が出てくると思います。

例えば流出係数という言葉がありますが、緑豊かな河川の流出係数は少なく、0.6とか0.5で設定されているのです。農林水産省や林野庁等の設定は低いのです。一方、国土交通省が設定している流出係数というのはそれより高いのですが、それでも森林河川における流出係数はやはり低く設定されており、市街化された都市河川における流出係数は高く、

0.9 とか 0.8 くらいになるわけです。

これはとりもなおさず、森林河川においては、降った雨が一時的であっても洪水のピーク時を遅らせるとか貯水能力、浸透機能が評価されているのではないかと思います。国土交通省も流量計算においては、流出係数というのは非常に基本的な大事なデータで、都市河川と森林河川と流出係数が違うということは、洪水、或いは治水の基本で非常に大事ではないかと思われます。流出係数が 0.1 違うだけで最大高水流量が変わり、その数値によって治水ダムがいるか、いらなにかの分かれ目になる根拠になるのです。特に、今や河川の中だけでは治水は考えられない問題であり、面で考えていかなければならないと思います。

例えばダムがだんだん後退していったら、なおさら流域面での緑の保全だとか、都市化でどんどん農地田畑が減って行って、ますます流出係数が高くなっていつてしまっているという問題があると思います。

そういうことから言えば、30 年前の水害の降水量が、今降れば水害被害はもっと甚大でしょう。それは流域の開発、都市化など環境面が悪化していて流出係数が高くなっているからです。

流出係数が森林河川と開発された市街地の河川とで違うと設定されている以上は、やはり森林河川、森林土壌における貯水、浸透機能というものを私は評価して頂きたいと思っておりますので、ご意見を出して頂きたいと思います。

○米山委員

整備計画は 30 年のスパンで 30 年の間の動きということで押さえているのですが、実はより大きな問題として、その 3 倍、100 年のスパンで考えなければいけない問題が自然環境にはあると思います。その一番は森林です。

国土の 60% が森林ということになっている国ですから、それが今本当に荒れているわけですね。「田園将に蕪れなんとす」と言いますが、田園だけではなくて森林が荒れてしまっているということがあるのですね。

やはり国土交通省として、これは単に河川局の話ではなくて国土保全の問題として、或いは環境全体の問題として、本当に考えなければいけない問題が隠されていると思います。

ですから、30 年のスパンで今議論をしておりますけれども、その背後に国がしなければならぬ問題として、国土、森林をどのように保全していくかということがあります。これは今の山林地主とか山林を営んでいる人たちにだけ任せておける問題ではなくなってしまっていると思います。

ここで議論しているのは淀川水系流域の問題ですが、やはり国土保全までを念頭に置いて考えるところを少しどこかに入れて主張して頂ければありがたいと思います。

これは単に河川だけの問題ではなくて、環境全体、日本の国土全体の問題ですから非常に大事な背景ではないかと考えます。

○池淵委員

今のご意見について、治水部会では大手委員が専門的なスタンスでいろいろご意見を頂いていたので、少し大手委員、治水部会のメンバーでもあったのでお願いできないですか。

○大手委員

米山委員、田中真澄委員の発言に私も賛成です。

明治 30 年に砂防法が制定されまして、その最初の砂防工事が六甲山の塩ヶ原という部分で行われております。その時に、裸の山を砂防工事で、いわゆる山腹砂防といいます、植栽を伴った工事で今は緑になっております。

現在、塩ヶ原の池の周辺の森林はアカマツ林という名目で認められておりますが、百数十年たった現在、樹木の生育はそれなりの、いわゆる我々が申します 2 次林に近い林になりつつありますが、いざ森林になった土壌を調べてみますと、まだまだ森林土壌としての成熟は見られない結果になっております。

そういうことを考えますと、先ほど田中（真澄）委員がおっしゃいましたように、山に木は生えておりますが、土壌は荒れたといいますか、劣悪な状態のまま現在に推移しているといえます。

こういう現状を、近畿地方の場合は六甲は淀川水系に関係ありませんが、木津川上流の水系にしてもまだまだそういう状態がたくさん存在しているということに注目して頂いて、こういう重大な問題はやはり取り上げて頂ければありがたいということです。

○芦田委員長

皆さまがおっしゃるように、森林保全の問題というのは治水だけではなくて環境、いろいろな面から、長期にわたって考えると特に重要な問題であるということです。河川整備計画の中にも、直接的ではありませんけど、やはり強く触れておくべきでないかと思います。

○今本委員

森林からの流出について期待されるのはわかるのですが、現実にはどれだけの効果があるのか、それは、私は個人的には、少なくとも洪水を制御できるような量ではないと考えています。ただ、土砂の流出等には直接効いてきますし、また森林を保全するということに関しては文句なしに賛成しております。

ただ、期待といいますか錯覚といいますか、そういうあいまいさを残したものをこの中に取り入れることについてはちょっと抵抗がありまして、どういう形でそれを表現したらよいのか、もう少し考えさせて下さい。

○芦田委員長

現在も割合によい状態だけど、森林が悪くなってくると非常に流出も増えてくる可能性があるということで、かなり長スパンで考えるとやはりよい状態を保全しておかないといけないということだと思います。

○今本委員

例えば土砂の崩壊といいますか、土砂災害に関しては非常にわかりやすいのです。森林をきちんとしないことにはそういう災害が発生しやすいというのはわかります。ただ、洪水ということになりましたら、どれだけの雨が降って、その流量にどれだけ効くのかということになると思います。

○芦田委員長

洪水だけではなくて、環境、いろいろなことが関わってくると思います。

○今本委員

はい、環境面では確かにプラスです。

○田中真澄委員

私が 1 点だけお聞きしたかったのは、治水面で全く評価できないということであるならば、流出係数を計算される時に、森林河川も都市河川も同じレベルなのだということですか。

○今本委員

そんなことはありません。やはり森林には森林としての流出係数、全部変えていますよ。

○田中真澄委員

そうですね。例えば、洪水の出水のピーク時を遅らせる機能とか評価があると思います。

○今本委員

ここで対象にしております洪水というのは、やはり思いもかけない雨なのです。ふだん我々が経験するような程度の雨ではなく、その何倍もするような雨です。その時には、私はあまり変わらないと思います。

これが例えば、我々がよく経験する程度の、トータル雨量として 200mm とか 300mm、或いは時間雨量にして 30mm とか 50mm 程度の雨に関しては、やはり森林のあるなしによってかなり変わります。ところが、800mm とか 1,000mm とかというような雨が降った場合には、もう森林は関係なく、流量がどっと押し寄せることになります。その場合に対してどうするかということをメインに置いていますので、決して私は森林の機能に反対という意味では全くないのです。ちょっと表現しづらかったということです。

○田中真澄委員

わかりました。

とにかく流量を計算なさる時に流出係数が 0.1 違うだけで流量の計算が変わってくるわ

けです。例えば、先ほどおっしゃったように一遍に雨が降ってきた時に、流出係数が違えば洪水ピーク時の流量も違いますし、下流域の避難の対応にも時間差という重要な問題が関わってきます。周囲の流域の環境がどんどん悪くなって流出係数が高くなり、急に洪水到達時間がやってくるという現象が出てくると思います。だから、私は雨水の浸透能力がある森林地や田畑などで流域面の流出係数を低くするためにも保全が大切だと思います。これがもう少し面で保全されていればと思います。

○芦田委員長

わかりました。

○山村委員

利水の問題について河川管理者の方にちょっとお伺いしたいのです。

これは前々回の委員会の時に寺西委員の方から、節水の観点については経済的な手法を取り入れるべきではないかという提言があったわけですが、この許可水利権につきまして、許可水利権の対価としての 1m³ あたりいくらかという利用料をとっておられるのかどうかということと、その基準がどのような法的根拠で利用料金が定められているのか、それを利用して、大量利用については幾何級数的に高くなるとか、いわゆる経済的な手法を使って、許可水利権についても節水をさせるというような手法は可能なのかどうか、そういう点をちょっと河川管理者の方にお伺いしたいということと、利水部会の方でもそういう経済的な手法をとられないのかどうかをお聞きしたいと思います。

これは先ほどの森林の場合ですと、最近は水源税がちょっと流行しておりまして、そういう形でやられているのですが、環境でも環境税が最近非常に検討されておりますので、利水の節水に関しましても、そういう経済的手法の可能性があるかどうかということを検討してはどうかと思っておりますので、そういうことが可能かどうか、ちょっと河川管理者の方にお伺いしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

類似の話が利水部会の方でもありまして、その時にちょっとお話しさせて頂いたのですが、節水という意味での直接的なエンドユーザーといいますか、水を使っている方に対する供給をしている水道事業所という意味での料金設定という意味であれば、これは遡増になっておりますとご報告させていただきます。

それと、水利権という意味での水をとることに关しては利水占用料というのがありまして、これについてはどれくらいのものというのは自治体の方で決めております。近畿管内では、例えば農業用水とかは利水占用料をかけてないと思います。ただ、工業用水には利水占用料を取っています。その値段というのは自治体が条例で定めているという形になっております。

○塚本委員

先ほどの今本委員のご発言で、結局、飽和状態がどのくらいのところになるかということが 1 つありますよね、今後は。それと、芦田委員長が言われたように、森林等はいろいろな要因で必要だということになると思います。

もう 1 つ、今、経済のことが出ましたが、実はこの辺の暮らしが殆ど、場合によっては壊滅的になりつつあるのですね。ですから、今までのような大量消費、大量生産のような経済とは全く違う、暮らしの経済ということをどれくらい今までダムをつくってくる時に、そのいろいろな資料、或いは暮らしの状況ということは知っておられるので、それをもとにどういう暮らしの成り立ち方ができるのかというのは、やはり総合的に、間接的にでも支援していくというのは、多分、水源とか源流、或いは農水路も含めた水系を回復させるということも、とても大事な要因ではないかなと思います。

○田中哲夫委員

私がちょっとここで考えて頂きたいのは、治水、利水、それから環境を考える最も基本的なところですね。治水対策のレベル、それから治水対策のレベルをどこに持っていくかということです。

治水対策のレベルを、既往最大規模の降雨に対して、主にやはりハードで閉じ込めるという考え方ですね。猪名川の一部については、それが達成できないところもあるのですが、このレベルが果たして適当なのかというのは皆さまで怖がって言えなかったと思いますけれども、50 年に 1 度、100 年に 1 度の洪水をハードで閉じ込めるという、そういうやり方、思想で、本当に破堤、あるいは溢水した時の人間側の対応という、社会組織みたいなソフトが本当に育ち得るのか。既往最大の降雨量に対して 100%を閉じ込めるという情報のもとで本当に人間側が対応できるのか、考えなくてはいけないことだと思います。

私自身の考えでは 100%守っていても駄目なのではないかと思っています。一生に 3 回くらい洪水に遭わないと、洪水に対するソフトは育ちようがないのではないかという気がいたします。

同じように、治水に対しても本当に 100%需要を満たすべきなのかという疑問があります。既往最大の治水に対して、それを 100%、水需要管理、或いは水需要予測とかいろいろ精査して、どれくらい必要だということが出てくるとは思いますけれども、それを 100%満足させることで節水の意識、或いは節水の仕組み、或いは雨水をためるとか、そういうソフトの、かなり細々とした私たちの生活に直結するような、そういう暮らし方の転換というのは本当にできるのでしょうか。私はそれは無理だと思っています。治水に対しては急にはやってきませんので、成人するまでに 3 回くらい 1 カ月ふろに入れないということを経験しないと無理なのではないかと思っています。

治水に対してのハード、それから利水に対しての利水容量、そこを 100%のところまで持ってくるのか、既往最大洪水に対して、或いは既往最大の治水に対して 100%持ってくるのかということです。

私自身の考えでは、治水に関してはなかなか怖いので 80%、1/30 確率くらいで、あとはソフトというか、遊水池とかいろいろなソフトがあると思いますけれども、そこで対応すべ

きであって、ダムとか河道に任せてしまうことが、本当に今までの政策から転換したことになるのかと思います。喝水に対してもそうです。喝水に対しては 70%、1/10 確率くらいでよいのではないかと思います。喝水というのは徐々にやってきますので、ペットボトルも散水車もいっぱいありますので、そんなに急激に困ることはないと思います。死ぬことはないのです。そこまで考えることが、河川法の改正で、治水、利水、環境とうたったところの目標ではないかと思っています。

やはり人間の治水に対するおそれは当然あると思いますけども、今のやり方でいけば、ソフトを持たない人間が既往最大の 1.5 倍の降雨が来たら壊滅的な被害を受けるのではないかと思います。この治水のレベル、或いは喝水のレベルというのは、やはりある程度のところを了解しておかなくては、全ての計画が前に進まないという気がいたします。

○芦田委員長

その辺りは非常に根本的な問題であります。対話集会とか、そういったものを通じて議論していく必要があると思いますね。

○嘉田委員

田中哲夫委員に触発をされまして、かなりこれは本質的な問題だと思いますが、30 年に 1 度の洪水を受容できる地域社会をつくる、人間は経験しないと定着しない、30 年に 1 度くらい喝水をしてお風呂に入れないのが 1 カ月続くということに、根本的に私自身は賛成です。但し、それをあえて社会として選択するのかどうかということが問題ですね。先ほどの社会的合意の問題も含めてです。

この 3 月に、アフリカ、アジア、世界中から子供たちに集まってもらって、子ども水フォーラムをやった時に、日本の子供と海外の子供と同じ議論をしました。それこそ 1 日 2 リットルの安全な飲み水が手に入らない途上国、それに対して日本の子供たちはまさに無制限に、殆ど水に限界があるということを知らずに使っているわけですね。

ある子供が、「私たちはこういう暮らしをしているのは悪いのだろうか、そもそもどう考えたらよいのだろう、この自分たちが置かれている状態を、自分たちの責任ではない、自分たちは幸せなところにいる、でも、人は水に関心も持たないし、洪水に関心も持たないし、自分の命が危ないということにも関心を持たない、これをどうしたらよいのだろう」と言いました。私たちは不幸な時代にいるのだろうかとか子供さんから問いかけられて、答えが出せなかったのです。それで、それを一緒に考えようと言いました。日本の子供だけではなくて、まさに水がない、危ないところにいる子供たちと一緒に考えようと言いかねようがなかったのですが、今の田中哲夫委員のお話に触発されて、果たしてこういうことをどうやって社会の中で、あえて「危険性」を、あえて「不足」を社会として受け入れることに合意できるのかということは、確かに河川法の本質でしたし、それ以上に 21 世紀型社会をどうやって生きていくのかという、地球規模の問題とも関わってくるのだと思います。

ですから、これは議論というよりは、皆さまがこういう問題をどれだけ内在的に理解す

るかということも含めて、どこかの行間にこの問題意識は欲しいなと思いますので、共感の意見を言わせて頂きます。

○江頭委員

淀川流域全体の水資源の実力といいますか、これは確かに難しい問題でありますので、今後の検討課題としてやって頂きたい問題なのですが、流域にはいろいろなダム貯水池もありますし、琵琶湖を抱えているわけです。例えば、こういうものを一切操作しないとします。その時にどれくらいの水資源としての実力があるのかということですね。これは農業用水とかいろいろな格好でなかなか評価の難しい問題がありますけども、例えば淀川の一番下流からずっと評価してきて、合流点では幾らだと、桂川のここら辺りではこれくらいだと、或いは木津川でも宇治川でもそういうことを1回、何かのところで真剣にやって頂きたいと思います。

それに加えて現在、琵琶湖を中心としていろいろな格好で人為的に操作して水資源の有効利用を図っているわけです。そういうことによって、この2府4県の間が生きていているわけです。是非、今申し上げましたような水資源の実力の経日変化といったデータを1回見てみたいと思います。こういうことを言いますと、おまえがやりなさいみたいに言われそうなのですが、どこかでとにかく検討して頂きたいと思います。

○荻野委員

今のご意見も関連することだと思います。

我々バブル経済を経験して、現在、日本の経済の仕組みが経済対策に集中されていると思います。私も専門ではないのでよくわからないのですが、1995年から2004年の10年間にかけて、約600兆円から630兆円の経済対策、生活大国5カ年計画と、その前の公共投資基本計画、こういうものがまだ続いていると思います。その頃のちょっと前かその頃に計画されたのが、丹生ダムであり、大戸川ダムであり、余野川ダムであるわけです。

その頃の治水計画も利水計画も、先ほどおっしゃったように、金をかければ何とかなるだろうというような力づくの計画であって、その力づくの計画は、経済対策、景気対策とちょうどマッチをして、金をかけようではないか、やろうではないかというのが、景気対策に対しても有効であるし、治水、利水に対してもウェルカムであると、その頃はでき上がっていたのだと思います。その後、やはり後世代に対して負担を残さないと、借金を大きくしないということが、現在に立ち至って、この経済の仕組みそれ自身を、治水、利水対策の中でもう一回考えてみようということも、この中にどこかに含まれているはずだと私は思っているのです。

ただ、残念ながら、ダム計画も他の治水対策、利水対策も、どうもそのビジョン、或いはそのマスタープランがこの計画の中には見えていないように私は感じているのですが、それを河川管理者が、経済政策、或いは景気対策の中の一環の方向づけを、どのように理解されてこういう第2稿が出てきたのか、その辺も見せて頂きたいなと思います。

今、実はここに資料があるのですが、淀川水系だけで、今、江頭委員がおっしゃったよ

うに、1 兆 1,500 億円がダムに投資されているわけです。その結果、日量にしますと、約 900 万 m³、1,000 万 m³ に近い水がダムから供給されているわけです。私の素人考えですと、約 2,500 万人の水道水を賄うことのできる水量なのですね。これは自然流量ではなくて、開発流量だけでそれだけの量が確保されているというのが、現在の利水の現状であろうと思います。それに加えて、まだダム計画とか治水計画、大きなプロジェクトをこれから 30 年間やっていかなければいけないということのバランスの悪さというのですか、将来ビジョンといいますか、マスタープランの理解を超えたような計画がなされようとしているのではないかという気がいたしております。

経済政策という仕組みの中と、本当の河川にとって必要なものを厳選して、このマスタープランの中に、或いは第 2 稿の中に説明を加えて頂ければよいのではないかと思います。

○芦田委員長

いろいろとご意見を伺いまして、非常に貴重なご意見だったと思うのですが、時間の関係で、これで議論を打ち切りたいと思います。十分議論を尽くしたと思いませんけれども、これからテーマ別部会、地域別部会で検討して頂く上で参考になる議論が出たと思います。今後、よろしく各部会での検討をお願いしたいと思います。

その結果、次回の委員会は 9 月 5 日ですけれども、一応最終的と考えております委員会におきましてご説明を頂いて、それについて議論をしたいと思います。それから、国土交通省の方も、第 2 稿についてさらに検討を加えた第 3 稿といいますか、これは河川整備計画素案というものだと思いますが、それについて説明して頂くと考えておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、対話集会についての問題があります。これにつきまして、ちょっと私の方から経緯を申しますと、住民参加部会におきまして河川管理者が河川整備計画についての意見を聴取する、或いはそれを反映する方法を検討して欲しいということで、それについて十分検討して頂いて、流域委員会として提案したわけです。多様な意見の聞き方というのが必要だということ、その中の 1 つとして、ファシリテーターを立てた、河川管理者、住民、或いは住民間の対話集会が必要だという提案をしたわけです。

河川管理者の方では早速それをやりたいという申し出がありましたが、第 5 回の住民参加部会の方におきまして、ファシリテーターを推薦して欲しいという提案がありました。それを受けまして、委員会としてそれをやるということで、この前、委員会におきまして検討会を行いまして、三田村部会長を司会進行にしてまとめて頂いたわけですが、それが資料 4 です。庶務の方から概要を説明して下さい。

○庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料 4 の説明]

○芦田委員長

以上のような経過ですけれども、我々がファシリテーターを推薦して、実際選ばれるの

は国土交通省ですけれども、ある程度やはり委員会としてお答えする以上は責任を持ったご推薦する必要があるのではないかと思います、取扱注意の表を見て頂きたいと思います。

これは推薦した人をそのままリストアップしたわけですが、その他にもあるかも知れませんが、そういう方をの中から推薦したいと思えますけど、ここで皆さまにこれを承認してくれというわけにいきませんので、取り扱いをできましたら運営会議にでもお任せ頂ければそこで議論しまして、皆さまのご承認を得た上で推薦するというにしたいと思えます。国土交通省が早くして欲しいとおっしゃっているのですけれども、そういうふうにしたいと思えますが、寺田委員長代理、いかがでしょうか。

○寺田委員長代理

今日の資料4で、一応、河川管理者に対する回答の案として資料がつくられたのですけれども、検討会の方では、ファシリテーターがどのような役割を果たすかということが、皆さまの共通認識になってなかった部分があるのではないかと思います。

5月16日に提言の別冊ということで、一般意見の聴取反映方法ということについて、流域委員会が提言を行ったのですけれども、河川管理者の方がこの提言に基づいて具体的に実施をしようということを一決断されて、対話集会を実施しようということですが、この一番中心的な役割を果たすファシリテーターについて、これまで日本にはこういう経験が実際ないわけですね。ファシリテーターとしてどういう人が選べるかということによって、対話集会の成否を決するということから、流域委員会の方でその候補者についても選定を行い、また対話集会の進め方についても、テーマも含めて、もう少し具体的などころまで意見を出して欲しいという要請が来たと思えます。

そうなりますと、かなり具体的で、しかも影響のある回答になりますから、これについては、検討会で検討されたものを、やはり責任を持って、議論を踏まえて、この委員会の意見として回答をしないといけないのではないかと思います。

ただ、委員会でもう一度、次の9月5日の機会に議論をしてからということになりますと、なかなか実施が遅れるということもありますから、検討会での検討状況がある程度皆さまがご了解頂けるのであれば、最終的にどのような回答をするかということは、できれば運営会議の方にお任せ頂いて、運営会議でもう少しきちとした形の回答書といいますか、報告書にして、河川管理者に対して提出をすべきではないかと私は思います。

○芦田委員長

以上のような経過ですけれども、ファシリテーターは非常に難しいのです。河川のこのテーマについて関心を持ってないといけませんし、中立的でないといけないわけです。それから、住民とか行政、両方から信頼をされてないといけないわけです。そういう人が果たしてたくさんおられるかどうかです。非常に難しいと思えますけれども。任されてもうまくいくかどうかというのは、ちょっとわかりませんが、三田村委員、いかがでしょうかね。

○三田村委員

私もよく理解できないまま川上委員に丸投げしてしまった経緯があるのですが、先ほど芦田委員長がおっしゃったやり方で私たち責任が持てるかというのは、ちょっと心配しております。

といいますのは、あくまで河川管理者が、ファシリテーターも含めて、テーマも含めて、選択してやっていかなければならない問題になりますね。それで、こちらが絞って推薦して、将来ずっとそういう状態が続くというのはちょっと心配いたしますので、私個人としては、できれば河川管理者が思い切って選択してやって頂いた方がよいのかなとも思います。

○嘉田委員

ファシリテーターはあくまでも進行、論点整理役であって、しかし、その背景の事情をよく知っている必要があると思います。しかし、今、具体的に名前が挙がっておられる方を見ると、委員の中でファシリテーターの役割の合意ができてないと思います。

もちろん最終的には河川管理者がお選びになるのだと思いますが、例えば、多分ここへ名前を挙げられたらご本人も、自分は何をやったらよいかわからないだろうと言われるような方も多いと思います。特に大御所の方で高齢の方で、だれもがその方の主張を知っておられるというような、いわゆる日本のオピニオンリーダーのような方が数名挙がられますけど、私たちがイメージしたファシリテーターとは違うのではないのかと思われます。あとは運営会議の方でご判断頂けたらと思いました。

つまり、このまま出すのはあまりにも無責任過ぎるので、運営会議として、ファシリテーターの役割はこうですから、推薦は 23 名あったけれども、自分たちの考えとしてはこの方たちを推薦したいというようなことを整理しないと無責任になってしまうのではないのでしょうか。

○本多委員

ファシリテーターの件に関して、運営会議に一任するということは私も賛成です。

ただ、検討会議の時に住民部会が出しました意見聴取の提言について、あの通りではうまくいかないのではないかというような議論まで実はありました。それで私たちも提言そのものを、やはり 2 稿 3 稿と発展させていく必要があるのではないかというようなこともその中で議論がありましたので、これは河川管理者にお願いなのですが、我々が出しました提言でやって頂いて、もし何か不備があるとかやりにくいとか、そういうことがありましたら、また流域委員会の方にフィードバックして頂いて、また住民部会の方でもよりよい住民意見反映の方法を、さらに 2 稿 3 稿とやっていきたいなと思いますので、そういう話が検討会の中であつたということを、少しここでご報告させていただきます。

○塚本委員

その折、今、いろいろな方の意見を聞いているのですけれども、実はまた少しだけボタンのかけ違いが起こり得る可能性がありますので、殆どさわりのところだけでやって頂ければと思っております。

というのは、ここでこの第2稿で出してこられた住民団体、或いは住民組織というものの、これは河川管理者の方はどういうものを描いておられるのか、或いは住民というものに対して、どのように見ておられるのかというのは重要なのですよ。従来の通りでしたら、住民団体、住民組織というものはあるのです。従来のようなやり方をしたら、全く同じような状況が生まれるということも必要で、ですからどういう条件をつけるのかということが、これから住民の実態を知らないと、恐らく具体に入っていけないと思います。

そこで1つお聞きしたいのは、ここに書かれた住民団体、住民組織というのは、どういうものを描いておられるのか、お聞きしたいです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

関係する住民皆さまですね。

○塚本委員

そうしますと、今まで2、30年というか4、50年やってきたのが、全部同じような住民団体、住民組織なのですね。何故NPOのようなことが起こってきたのかとか、その辺、要するに物の動きですね、次に変化する時にどういう作業が必要なのかということは考えておられますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

何か線を区切って、ここまでの人というようなことの認識は持ってないです。塚本委員と会話が成立しているのかどうか分からないのですが。

○塚本委員

そこは同じように環境とかいろいろなことをやっていく時に、状況はどうかということ共通のお互いの認識が要と思いますよ。この中で、従来のつくられている住民団体、住民組織というものの必要性は十分あります。そこがどういう状況になったらよいかというのがあります。

それと、新たに動いている住民組織や住民の活動は、どういう作用を起こすのだということも知っていないと、これは物事をクローズして、実現していくのですから、新たなやり方で、新たなものが起こってくるのですから、やはり住民に対する認識の、住民自身の持ちようとか説明の仕方とか、どういう動きでつながっていくのかというのは、多分第2稿で協議会とかいろいろと、かなりここに書かれていますよ。

その時に、従来通りの何も区別のない住民を意識していますのは、私の方では、恐らく実行、実現していくことはかなり低下するのではないかなと思っております。

○芦田委員長

はい、わかりました。塚本委員がおっしゃっていることを含めて、運営会議で議論したいと思います。ちょっと時間がオーバーしましたのでこの辺でしめたいと思います。

○田中真澄委員

先ほどからファシリテーターが出ていますが、これは整備事業の内容によってはとても、例えば1人で何もかもできるというのは、非常に不可能な問題も出てくるのではないかと思います。

例えば利水にしろ、河川敷の利用にしろ、ダムにしろ、いろいろなところで複数のファシリテーターということも考えて頂きたいと思います。多分そのようにお考えではないかと思います。それだけで結構ですので、考えて頂きたいと思います。

○芦田委員長

それでは、ここで一般傍聴者からのご意見をお伺いしたいと思います。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課課長 澤野）

滋賀県土木交通部の河港課課長の澤野です。この場をお借りして、意見を言わせて頂きたいと思います。

先週、「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」という冊子が県の方に送られてまいりました。これは委員のお手元の資料の中にあると思いますが、このような場でしか意見を言えないと思いますので、意見を言わせて頂こうと思っております。

先週送られた時は、宛先も各位となっているので、よくわからないまま中を見たら、今まで頂いた意見についての流域委員会の考え方を示したような形になっておりました。

このことについては、去年7月31日、委員長からの依頼に応じて、知事が意見を返したることについての考え方を示したようなもの、その他いろいろな意見をとりまとめたようなものだと思います。普通であれば、知事宛に送られるべきです。この辺は庶務の常識の問題だと思いますので、その辺は特にここで言うことはしませんが、中身について意見があります。

まず、この中を見させていただきますと、だれからの意見というのが全くわからないということです。現在、県でも淡海の川づくりの検討委員会というのをやっている中で、湖辺域についての議論は、流域委員会の委員である寺川委員も委員として入って頂いて議論して頂いております。そこで、寺川委員も常々言われているのは、例えばそういうものをまとめる時はだれからの意見が明確にして、ちゃんと確認できるようにすべきであると、そういう意見を頂いて、そのような趣旨に従って検討して、対応しているということです。

これでは我々としては、では、どこの意見が我々のことについて答えたのかわからないのです。知事の意見も個人の意見も重みは同じようなものというご意見を去年頂いたところなのですが、数が多い中、こういう対応になったのかもしれませんが、やはり県の代

表であり河川管理者である知事の質問に対してそれなりの対応して頂きたかったというのが1点あります。

それから、よく見たら、知事から出した意見について要約する中で、2つの文節をくっつけてしまった中で、何か論旨が誤っている部分も見受けられました。そういう意味でも、そこら辺を確認できるようにして頂きたかったと思います。

それから、去年7月31日に出した意見に対しての対応だと思いますが、あれから1年、提言を出してから半年もして答えを頂いたということです。もちろんこういうことをやらないよりは、当然やった方がよいには決まっているのですが、これできちんと対応したと言われるとちょっと問題があると思って、やはり一言ちゃんと言わせて頂こうと思って、発言した次第です。

と申しますのは、例えば先月、国による河川整備計画の意見交換会が滋賀県で行われた時にも、流域委員会について、これは国の関わり方も含めてですが、いろいろ地元の方から意見や心配というものが示されました。

今日も住民参加のあり方とか合意形成とか、いろいろな手続の話、議論になっていると思います。そういう中で、こういう手続きは、やはり民主主義の基本と申しますか、ちょっと口幅ったいのですが、そういう部分でもあろうかと思いますが、考えた方がよいのではないかと考えたところです。

この中身について、いろいろ意見はあるのですが、いろいろ言う時間はないと思います。

ただ、1点だけ、流域の開発によって何か病んできたと、病気に例えている部分が7ページにありました。これはちょっといかがだと思います。日本では人々が狭い国土の中で一生懸命生きてきた、危険や洪水と背中合わせに生きざるを得なかったということがあります。そのための行為を十把一からげに病気とやられてしまったら、健全な状況というのは人がいない状態なのかと言いたいのです。やはり、目指すべき自然はどうなるか考える、この中でもちゃんと答えになってないですし、淡海の川づくりでもどういう自然を目指すべきか、非常に様々な議論、意見がある中で、難しい問題であるとは思いますが、一方で人々が一生懸命自然と戦いながら生きてきたということもあるわけです。

今日お見えの中にも、そういう地元での責任を一身に引き受けてがんばっている首長も来られております。人と自然の関わりというものを考えるということの中で整備計画の議論をやっていると思いますので、単純に病気みたいな言い方をされてしまっては議論が続かないのではないかと思います。

他にもいろいろありますが、このくらいにしておきます。以上です。

○芦田委員長

只今のご意見に関しまして、滋賀県の知事からの申し入れに対して答えてないということですか。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課課長 澤野）

答えて頂いたのですが、わかりにくい形であったのと、時間的な問題とやり方と、

それから中を見たら論旨が誤っていた部分もあったということで、それははっきり言っておかなければいけないと思ひまして、発言した次第です。

○芦田委員長

どのように答えるかにつきまして、これから運営会議でちょっと諮りまして、改めて答えるようにしたいと思います。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課課長 澤野）

また改めてということでしょうか。

○芦田委員長

ええ。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課課長 澤野）

わかりました。

○芦田委員長

今日そういうご発言がありましたので、ちょっと検討させて下さい。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課課長 澤野）

わかりました。

○傍聴者（福井）

大津市からまいりました福井と申します。

今日は議論にはなっていないのですが、大津放水路の 2 期区間について強く要望したいと思ひます。このことについて、意見を述べさせて頂きたいと思ひます。

大津放水路につきましては、滋賀県の人口や産業及び文化財が集積する大津市南部地域の洪水氾濫対策ということで、昭和 47 年の琵琶湖総合開発計画に位置付けられてきたものですが、平成 7 年より国の直轄事業ということで着手されまして、平成 16 年度に第 1 期工事が完成ということで聞いております。残りの区間の事業につきましては、今年の 6 月 20 日に示された淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 2 稿）には記載がありません。その際、質問もいたしましたのですが、近畿地方整備局の方からは、今のところ考えていないという旨の回答でした。

破堤によります被害の回避ということや、琵琶湖の生態系の保全ということも重要な施策でしょう。それ以前に、堤防のない河川の浸水対策は後回しということはどういうことでしょうか。

大津放水路は、全体が完成して初めて市民は安心できると、1 期区間も 2 期区間もあります。このことは河川管理者が示されております洪水氾濫のシミュレーションからも明

らかです。

大津市は大津放水路の整備に合わせ、河川改修や雨水渠整備等の国・県・市と地域が一体となった総合的な治水対策を推進していくことこそが不可欠です。大津放水路全区間の総合整備について要望をしたいと思います。安全で安心な市民生活の実現のために、今回の河川整備計画に総合的な治水対策として大津放水路の第2期区間の整備の明記をお願いし、早期に事業着手されるよう強く求めたいというのが私の意見です。よろしくお願いいたします。

○傍聴者（岡）

大阪自然環境保全協会の岡と申します。

要望なのですが、猪名川水系のことになりますけども、銀橋の狭窄部について、開削した場合の洪水の状況の変化を検討して頂いて、今度の9月の原案提出前の各部会で検討できるように、データとかを出して頂きたいという要望です。

といいますのは、上流部の猪名川の場合もそうなのですが、上流部の洪水軽減対策が重要になっているのですが、その狭窄部の開削についての具体的な検討がこれまで殆どなくて、抽象論ばかりで過ぎておりまして、余野川ダムとともに重要な問題ですのに、一向に具体的なデータを検討してされていないということで、物すごくうやむやなままというか、あいまいなまま議論が済んで、この原案が出されてしまいそうです。

今のところ当面開削は実施しないということにされておられますけども、この猪名川の場合は開削も検討の可能性の1つとして考えていくということが、見直し案の説明書の中に書かれています。当局の方でもそういった考えもお持ちのようですので、開削ということもひとつ考えておられるようにも聞いておりますので、その辺り、完全に開削は実施しないという形で載せてしまわずに、もう少し柔軟に考えて頂いて、開削する場合も事前に検討して頂くために、是非河川管理者の方でも検討して頂いて、データを出して頂きたいと思います。

もしそれが駄目でしたら、委員会の方から、特に猪名川部会の方から、検討とデータの公開を要求して頂くということを求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○傍聴者（志岐）

宇治防災を考える会の志岐と申します。記録はして頂いて結構です。

結論を先に申しますが、先ほど、前回からも言っていますが、まとめに入っておられるようで、9月5日の委員会について非常に不安に思っております。

もしまとめられるならまとめられるで、さらに検討を続けられるような方策を別途、この会とは別にまたおつくりになるなり、或いは委員が入れかわるなりでも構いませんが、何かして頂きませんか、私はこの委員会で何かまとめられても、こう言ったら悪いですが、それが河川管理者によって十分に生かされるとはとても思えません。

この後、理由を申しますが、この委員会は、半年ほど前はもう少し期待しておりました。ですが、ずっとこの経過を見ておりまして、或いは今やっていると、どうも絵にかいた

餅になりそうに思えてきました。

それは、委員会で提起されたもともとの考え方ですね、基本的なもの、人にもよると思いますけども、どうもこれが河川管理者には十分わかっているとは思えません。私どもも河川管理者に質問したりしておりますが、頂いた返答を見ますと、現実に全然違う方向の返答が来ているのです。ですから、今申したように、何かまとめて出されたとして、どうなるかということが非常に不安であります。

私どもからの質問に対して、特にいろいろ私どもがこだわっております 1,500m³/s を宇治川に流した場合はどうなるかということに関しては、その 1,500m³/s という数量自身について以前にはお答えがなかったのですが、最近はっきりした返事を頂きました。その理由についても返事を頂きましたが、では本当にその理由はどうなのだと、現在の宇治川の塔の島にどれだけの水がどれだけ流れてどうなるか、どういう設計だからどうだと、どうなるはずだということを私ども自身が検討したいと思っても、その資料は頂くことになっているのですが、まだ一切入っておりませんので、それをいただいて、それから検討をしようという状態なのですね。

○芦田委員長

恐れ入りますが、時間が大分超過しておりますので手短にお願いします。

○傍聴者（志岐）

済みません。

委員会の皆さまも実はそのような状態ではないかと思います。今日のお話（発言）を聞いても、半年前と殆ど同じで、その中身は大賛成の発言が多いのですが、具体的な話ではないのですね。そういう状況でまとめて頂くというのでは、具体的でないことが多くて、場所と所を特定した話は非常に貧しいことになるのではないかと私は心配しております。それでしたら続けて何らかの形で委員会をやって頂かないと大変怖いと思います。20 年、30 年先までの河川整備についての議論なのですから、そんなに急ぐことはないのではないかと思います。

○芦田委員長

時間が来ましたので、これで傍聴者の質問、意見聴取を終わりたいと思います。

その他、河川管理者の提供資料について説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

その前に 1 点だけ、先ほど山村委員の方からの質問の中に、取水に対する費用の話がありました。当然水源開発に対する費用が利水者は負担しておりますので、それについてどの水源でどれくらいの費用というのを昨日の夕方くらいに私どもの方から庶務の方に提出させて頂いておりますので、またご覧頂けると思います。

時間はありませんが、ちょっと 1 点だけといいますか、今日は分厚いお手元のところに

ブルーの表紙がかかっているもので、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）にかかる具体的な整備内容シートについて（送付）ということですが、これは以前、第1稿でつくらせて頂きましたもののリニューアルバージョンといたしますか、2稿バージョンです。

ですから、お手元のブルーのファイルの改良版といたしますか、2稿版でありますので、そのことで見て頂ければと思います。それで、なるべく充実させたということでありまして、基本的に見方は前回と変わっておりませんが、最初に第2稿のバージョンをつけておりまして、その5章の中に、下線が引いてある、下線が引いてないところがありますけど、それぞれ環境-1とか環境-2とか書いていますので、そこに対する資料が後ろについて出てくるということです。

その時に、例えば環境-10 くらいを見て頂くと、「横断方向の河川形状の修復の検討」ということで書いているところがありますけど、この中で「現状の課題」、「河川整備の方針」、「具体の整備内容」というのは、基本的に第2稿の書き方をとってきておりまして、それ以降、なるべくその地先に応じた具体的なことを書いているというスタイルになっております。

その意味では、環境-10 も 11 も 12 も、その同じ「横断方向の河川形状の修復の検討」というところでは、一部のパーツについては同じ文章が書いているという形になっておりますが、そこは2稿のものを引いてきておりまして、具体的なものは、右の、或いは裏の絵、或いは図表・文章ということになっておりますので、そういう形で見て頂けたらと思います。見方の紹介だけです。以上です。

○芦田委員長

各分会でまたこれを検討して頂かないといけませんですね。ちょっと大変ですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

検討の参考にして頂ければと思います。

○芦田委員長

第2稿で検討したより大分充実しているわけですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

まだ不十分な点もあるかと思いますが、なるべくわかりやすいようにということで、イメージがわくようにということで作ってみました。

○芦田委員長

第2稿の充実版というか、変わっているのは、特に具体的な整備内容シートのところだけです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

基本的に充実させようということです。項目が同じところは同じなのですが、それをなるべくわかりやすく示したということです。

○芦田委員長

恐れ入りますが、またご検討をお願いしたいと思います。

資料の説明は以上ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

補足になりますが、もう1点だけ。参考資料の2-1で、「自治体への説明・意見収集状況」というのを、冒頭の庶務の説明にもありましたけれど、3月24日以降に説明・意見があった自治体からのものを載せさせて頂いているということでもあります。

これは、私どもは第1稿の説明をさせて頂いて、いろいろな自治体と自治体行政機関、それに対する答えということでして、第1稿の説明に対する意見ということでありまして、特段第1稿の説明をせずに、それとは関係ない局面におけるいろいろな私どもの河川行政そのものに対する意見とは別途頂いているのはありますが、そこについては河川整備計画との関係も含めて、ある程度、整理して、またお示ししたいとは思っております。これは、説明に対する意見として来たものだけです。

○芦田委員長

それでは、今度は庶務の方から今後のスケジュールについてお願いします。

○庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料3の説明]

○芦田委員長

他に何かありますか。

それでは一応予定した議題、ちょっと時間をオーバーして恐縮ですが、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○庶務（三菱総合研究所 柴崎）

資料のことで少しご報告というか、河川管理者の方から今日、前回の委員会で配られた第1稿と第2稿の比較版のところの備考欄の方を充実させたものを頂いておりますので、後日委員の方には、具体的な整備内容と一緒に送付させていただきます。

一般の方には今日受付で置いておりますので、入手希望の方はそちらでおとり下さい。よろしくお願いします。

これにて淀川水系流域委員会第23回委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

この後、住民参加部会の理念班の方、打ち合わせがありますので、この会場にお残り頂きますようお願いいたします。場所は1階の控室になるので、ご案内しますので、会場の方に、住民参加部会の理念班の方はお残り下さい。

以上

■議事録承認について

第 13 回運営会議（2002/7/16 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2 週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。